

八街市土地の埋立て等及び 土砂等の規制に関する条例

申請及び事業の手引き

八 街 市

平成 1 7 年 6 月

(平成 2 6 年 1 0 月改正)

(平成 2 8 年 4 月改正)

(平成 2 9 年 4 月改正)

(令和 6 年 4 月改正)

(令和 8 年 4 月改正)

目 次

I	土砂等の埋立て等の事業（特定事業）を実施する方への留意事項・・・・・・・・	P 1－2
1	特定事業区域の範囲と適用除外事業等の例示	
2	許可申請の前に行わなければならない条件	
3	事業についての詳細事項	
II	許可申請を行う前の事前協議について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3－6
1	特定事業事前協議書作成要領	
2	特定事業事前協議実施要領	
III	許可申請書の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7－19
1	特定事業許可申請書作成要領	
2	特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書作成要領	
3	特定事業変更許可（一時たい積特定事業を含む）申請書作成要領	
4	特定事業譲受け許可（一時たい積特定事業を含む）申請書作成要領	
IV	許可後の施工（手続き等）について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 20－2
1		
1	特定事業の着手の届出について	
2	土砂等の搬入前の標識の掲示等の確認について	
3	土砂等搬入の届出について	
4	土砂等の管理及び定期的な報告について	
5	特定事業の完了について	
V	事業が完了しない場合等の手続きについて・・・・・・・・	P 22－2
3		
1	特定事業の廃止、休止について	
2	特定事業の終了について	
3	特定事業の相続等について	

I 土砂等の埋立て等の事業（特定事業）を実施する方への留意事項

特定事業とは、500平方メートル以上の区域を土砂等で埋立て等に供する事業（条例第2条）をいい、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に基づく許可（条例第9条）が必要になります。

条例第12条第1項第5項にて特定事業が改良土（土砂等又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し化学的安定処理をしたものをいう。）を使用するものでないことになっています。（平成29年7月1日から適用）

許可を必要としない造成等であっても、何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない（条例第7条） ことになっています。

1 特定事業区域の範囲と適用除外事業等の例示

（1）特定事業区域の範囲

特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、事業場の内、搬入路、現場事務所、一時たい積特定事業の保安地帯等は原則として含まれない。

（2）適用除外事業（条例第9条ただし書き・規則第4条関係）

①国や地方公共団体が行う公共事業

②許認可を伴う土採取場から採取された土砂等を一時的にたい積を行う行為

③自らが居住する宅地内の雨水対策に必要な土砂等を埋立てする行為

④自らの耕作のため、優良土を用いて農地の改善を図る軽微な農地改良

⑤山砂購入土により造成する宅地開発事業及び小規模開発事業

なお、開発行為等であっても事業区域以外からの建設残土等の土砂等で埋立てを行う事業は、許可対象となる。

⑥国又は地方公共団体の補助を受けて行う事業

（3）条例対象外事業

①植栽のために、樹木と一緒に搬入する土砂

②廃棄物処理場の覆土行為

2 許可申請の前に行わなければならない条件

（1）事前協議が済んでいること。

（2）同意書・承諾書の取得が済んでいること。（条例第10条・規則第6条関係）

①特定事業区域内の土地所有者に対しては、土地使用同意書が必要になります。

②隣接する土地所有者に対しては、隣接土地所有者承諾書が必要になります。

なお、隣接する土地とは、埋立て等に供する区域の筆に接する筆のことをいいます。

③近隣に居住する世帯の世帯主に対しては、近隣住民承諾書が必要になります。

（特定事業区域から300m以内に居住する世帯の8割以上）

3 事業についての詳細事項

(1) 使用材料等について

- ①特定事業区域の表土が岩石の場合は、地質検査は不要である。
- ②搬入路の路盤材としての鉦滓や碎石などは、この条例の対象外であるが、事業完了等の際には撤去が必要である。
- ③「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質については、特定事業場への搬入を禁止する。
- ④土壌の安全基準に適合する土砂等であっても埋立て等を行うことにより、周辺環境に対して影響の恐れがある油分等を含む（廃棄物ではないこと）土砂等については、原則として特定事業場への搬入を禁止する。

(2) その他

- ①特定事業区域の表面をアスファルト舗装する場合や天地返し（事業前に確保してあった表土で覆う）を行う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入が終了し、完了等の確認結果が通知された後に施工する。
- ②土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書は、どんなに小規模（小土量）でも、発生場所ごとに必要である。
- ③排水の水質検査については、検査依頼機関に、容器、採取量等を十分確認しておくこと。
- ④事業の変更（期間延長、区域拡大等）は、許可期限が切れてからは認められないので、事業変更許可が必要な場合には、期限が切れる3～6ヶ月程度前から余裕をもって手続きに入ること。ただし、期間の延長は、1年が限度である。

Ⅱ 許可申請を行う前の事前協議について

特定事業の許可申請を行う前に、市長に対して特定事業事前協議書を提出するとともに、地域住民に対して計画の概要や生活環境保全上の対策についての説明会等を実施することが必要になります。

1 特定事業事前協議書作成要領

提出部数は正本１部、副本１０部の計１１部。（各部数紙ファイル等で製本すること）

（１）特定事業事前協議書（様式第１号）

①事業者

特定事業の許可申請を行おうとする事業者を記載すること。なお、事業者は、実際に埋立て等の行為を施工する会社等にすること。（農地法等の申請との整合を図る）

②特定事業場（区域）の位置

特定事業場の代表地番（区域内の地番を選択）及びほか〇〇筆と記載すること。

位置図（１／２５００程度）・付近の見取図（１／２５００程度）・公図の写し（法務局備え付けによる縮尺のものに、特定事業場境界線を赤の点線で、それが筆界に当たる場合は実線で、区域内及び隣接地番、地目、所有者を明記）・公図の合わせ図（公図が複数枚になる場合に作成）を添付すること。見取図には特定事業場付近の住居や公共施設等を明記すること。なお、計画区域に隣接する土地所有者や計画区域から３００ｍ以内に居住する世帯を把握できるようにしておくこと。

地番一覧表（様式第１号の別紙１）を添付すること。

③特定事業場及び特定事業区域の面積

実測により測量した面積を記載すること。求積図等（特定事業場及び特定事業区域を明記）を添付すること。

④事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

計画平面図等設置計画の概要が記載されている書類を添付すること。

⑤特定事業に使用される土砂等の量

実測の平面図や断面図により計算した搬入される土砂等の量を記載すること。

土量計算書、特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項（様式第１号の別紙２）、搬入経路図を添付すること。

（様式第１号に記載する土砂等の量と別紙２の搬入予定量とは、おおむね合致する）

⑥特定事業の期間

土砂等の搬入計画などから特定事業を行う計画期間を記載すること。なお、特定事業の期間は、許可後３年以内に完了することが条件となるので、許可申請から許可となるまでの期間を考慮して期間を計画すること。

⑦特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

特定事業施工前の現況図（特定事業場を赤の点線、特定事業区域を赤の実線で、隣接地を含め勾配等が把握できる主な地盤高及びベンチマークを明記）及び施工後の計画平面図（隣接地を含め勾配等が把握できる主な地盤高及びベンチマークを明記）や縦横断面図（切土、盛土、覆土等を色分けして明記）を添付すること。（縮尺１／２５００～１／５００程度のもの）

⑧地域住民に対する説明会等の実施方法

地域住民への説明会等の方法、期日、その範囲などの計画（予定）を記載すること。
説明会等の開催計画書を添付すること。

(2) 排水関連の書類

湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面を添付すること。

さらに、沈砂池（調整池）等の設置が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面を添付すること。

2 特定事業事前協議実施要領

(1) 八街市土砂埋立て等連絡協議会の開催

特定事業の計画概要や地域生活環境の保全上必要な事項について、関係各課等への説明（現地調査も含む：現地調査の際仮杭等で区域を明確にしておくこと）を求めます。また、特定事業の許可以外に法令等で規制があるものについては、それぞれの法令等の許認可等を受ける場合もあるので、その状況や今後の手法についても確認します。なお、許認可等の確認については、規則別表第2も参照すること。

協議会関係各課等一覧表

課 等 名	主な担当や役割
環境保全室	協議会の庶務担当・特定事業に関する総括
農 政 課	林地開発・農業振興地域に関すること
まちづくり 振興課	土採取に関すること
道路河川課	道路全般・法定外公共物（赤道・青道）に関すること 交通安全対策に関すること
都市計画課	開発行為・建築確認に関すること
学校教育課	通学路に関すること
生涯学習課	埋蔵文化財に関すること
農業委員会	農地転用に関すること・隣接農地との調整に関すること

(2) 地域住民に対する説明会等の実施

計画する特定事業場周辺の地域住民の代表者（地元区長等）及び住民（計画区域に隣接する土地所有者及び計画区域から300m以内に居住する者他）に対して、計画の内容について十分に周知し理解に努めるとともに、地域の環境保全上の対策について具体的に協議し、場合によっては、住民からの質問や意見要望等を事業計画に反映すること。

(3) 特定事業説明会等実施状況報告書の作成

地域住民に対する説明会等が実施された場合、説明について内容及び結果を特定事業説明会等実施状況報告書（様式第2号）に記載して、許可申請書に添付して提出すること。できるだけ具体的に記載するとともに、必要に応じて説明に関連する書類等を作成し添付すること。

(4) 協定の締結

地域住民の代表者等から協定等の申し出があった場合には、その締結に努めること。

(5) 事前協議済書の通知

市との協議や地域住民に対する協議が整い、「事前協議の終了」を市長が認めた時点で、特定事業事前協議済書（様式第3号）を通知する。なお、この協議済書の有効期限は1年間となっているので、その間に許可申請を行なうこと。

(6) 事前協議の変更

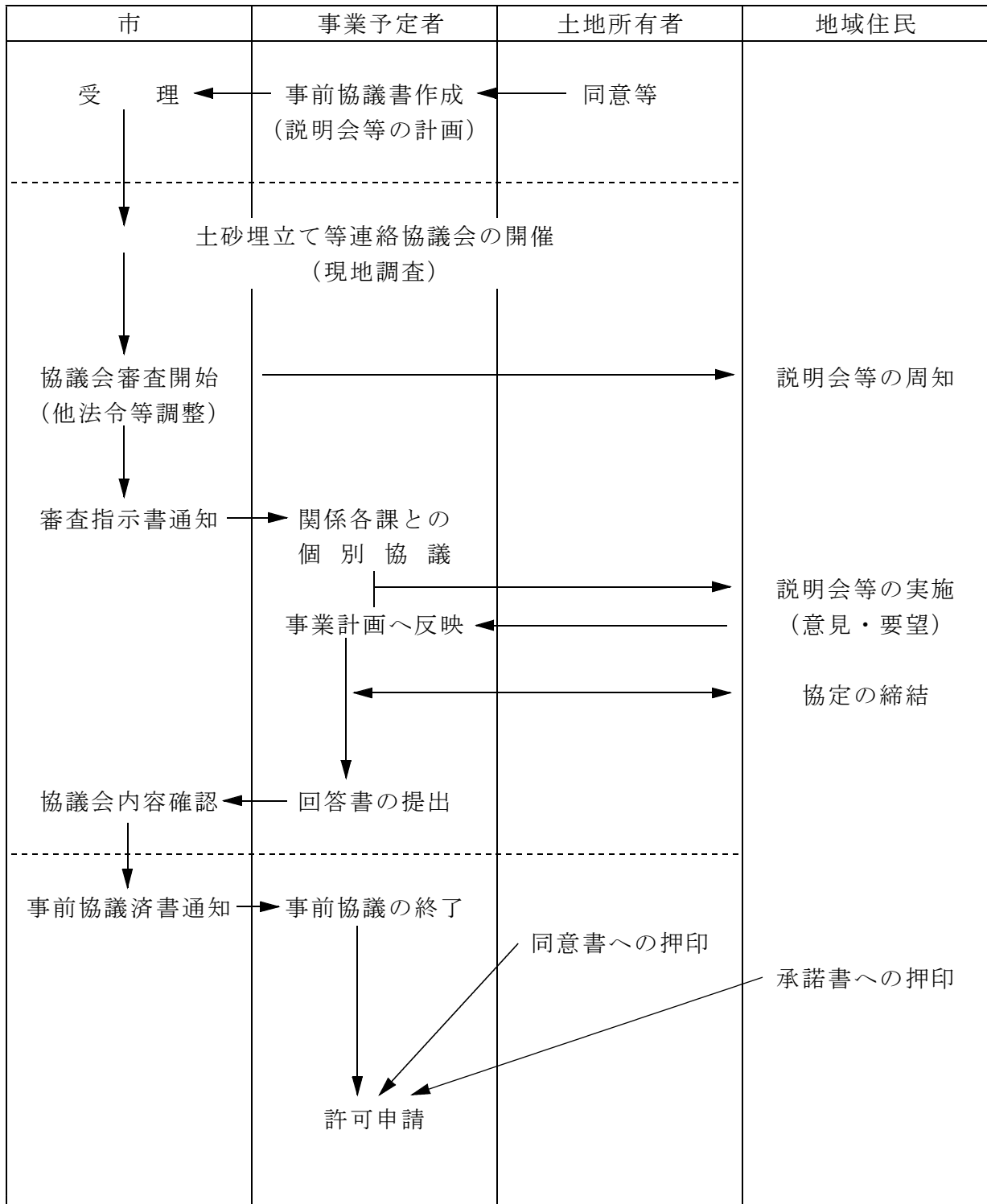
事前協議の内容に変更が生じた場合は、特定事業事前協議内容変更届（様式第4号）を提出すること。規模の大きな変更の場合には、事前協議を繰り返す場合があるので注意すること。

(7) 一時たい積特定事業の取り扱いについて

一時たい積特定事業における事前協議は、通常の特定事業に準用して行います。なお、通常の特定事業との相違点は、次のとおりです。

- ①様式第1号の見出しに、（一時たい積事業）と書き示すこと。
- ②事業期間が1年であること。
- ③様式第1号中「特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造」を「一時たい積事業の土砂等のたい積の構造」と読み替え、図面等を作成すること。

事前協議・許可申請の流れ



Ⅲ 許可申請書等の作成について

1 特定事業許可申請書作成要領

- ・申請書は、フラットファイル、ケースファイル等で製本すること。
- ・提出部数は、正本１部、副本１部の計２部。
- ・１つの図面等に複数の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

(１) 目次

原則として特定事業許可申請書の必要書類等チェック表の順で作成すること。

(２) 特定事業許可申請書（規則様式第９号）

記 載 方 法	添付書類（図面）等の説明
①申請者 特定事業を行おうとする事業者を記載し、実印を押印すること。	・住民票（法人：法人登記簿謄本） （申請日前３ヶ月以内の発行） ・印鑑登録証明書（法人：印鑑証明書） （申請日前３ヶ月以内の発行）
②特定事業区域の位置 代表地番及びほか〇〇筆と記載すること。 添付する見取図には特定事業場付近の住居や公共施設等を明記すること。なお、計画区域に隣接する土地所有者や計画区域から３００m以内に居住する世帯を把握できるようにしておくこと。	・位置図（１／２５０００程度） ・付近の見取図（１／２５００程度） ・公図の写し （法務局備え付けの縮尺とし、法務局名、作成年月日、作成者名を記載）
③特定事業場及び特定事業区域の面積 特定事業場（埋立て等区域及び特定事業のための搬入路、現場事務所等を含む）の面積及び特定事業区域（埋立て等区域）の面積を記載すること。	・公図の合わせ図（特定事業場及び特定事業区域を明記、筆界を赤の実線、その他を赤の点線） ・別紙：地番一覧表（注１） ・特定事業場の土地の登記事項証明書 （申請日前３ヶ月以内の発行） ・実測求積図等（特定事業場及び特定事業区域を明記）
④現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置 設置計画の概要が記載されている書類等で示すこと。	・施設の計画平面図等 （１／２５０～１／５００程度）
⑤現場責任者の氏名及び職名 現場責任者（常駐できる者に限る）の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、他の特定事業場と兼務することはできない。	・現場責任者選任書（規則外様式その１） ・選任に係る契約関係書類

⑥特定事業区域の表土の地質の状況 事業区域の面積に応じて、規則第7条第7項の区分に従って採取（5点混合式で深さは概ね10～30cm程度）、分析すること。	・採取試料の採取地点位置図 ・採取状況の現場写真 ・検査試料採取調書（規則様式第10号） ・地質分析（濃度）結果証明書（規則様式第11号）
⑦特定事業に使用される土砂等の量 実測の平面図や断面図により計算した搬入される土砂等の量を記載すること。	・土量計算書（土量変化率を考慮したもの）
⑧特定事業の期間 特定事業を行う期間（許可後3年以内）を記載すること。特定事業場が自己所有でない場合については、その土地の使用に対する同意等との整合性を図ること。	
⑨特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造 規則別表第3に掲げる構造とし、施工前後の構造が判別できる図面を添付すること。必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。	・施工前の現況図（特定事業場を赤の点線、特定事業区域を赤の実線で明記） ・施工後の実測平面図 ・実測縦断面図・実測横断面図（切土、盛土、覆土等を色分けして明記）（1/250～1/500程度）
*構造の安定計算を行う場合は、関係書類が必要になる。	・構造安定計算書 ・ボーリングデータ ・土質試験結果
*擁壁を用いる場合は、擁壁の概要・構造計画等を明示した書類が必要になる。なお、擁壁裏面の構造が判別できるようにすること。	・断面図・背面図（1/20～1/50程度） ・参考「宅地造成規制法施行令」を参照
⑩特定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項 別紙様式の備考欄に当該発生元事業者の連絡先を記載すること。なお、許可申請書に記載する土砂等の量と別紙の搬入予定量とは、おおむね合致する。	・別紙：特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項（注2） ・搬入経路図
⑪法定代理人の氏名及び住所 申請者が未成年者の場合に記載すること。	・住民票（申請日前3ヶ月以内の発行）
⑫特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置 水質検査用の排水溝、排水桝等の施設の位置を図面に示すこと。	・平面図（1/500程度）（⑫・⑬の両方を示しても可）

⑬特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 土砂等の崩落、飛散、流出を防止するための安全対策、及び侵入防止のゲート、柵等を図面に示すこと。なお、表土の流出の可能性がある場合には高さ 1 m 程度の板柵を設置すること等により防止するものとする。	
--	--

* 注 1、注 2 における別紙は、事前協議で使用した様式でも可とする。

(3) 排水関連の書類

湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面を添付すること。

さらに、沈砂池（調整池）等の設置が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面を添付すること。

(4) 施工計画書

- ① 特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表
- ② 使用する機械や資材を記載した書類
- ③ 搬入路、地盤改良、排水施設、埋立て等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別ごとに施工方法を記載した書類（必要に応じ図面等を添付）
- ④ 各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表
- ⑤ 申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写し

(5) 他法令許認可等関係書類

特定事業を施工するにあたり、この条例以外の許認可等が必要な場合は、許可書等又は申請書（受付印のあるもの）の写しを添付すること。

(6) 特定事業区域内土地使用同意書（規則様式第3号）

特定事業区域内の土地所有者からの同意書が必要となる。実印の押印を求め、印鑑登録証明書（申請日前3ヶ月以内の発行）を添付すること。なお、その土地が自己所有であっても、所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合は、同様に当該権利者からの同意書が必要となる。

(7) 特定事業区域内施工同意書（規則様式第5号）

特定事業区域内の土地に施工の妨げとなる地上権、永小作権、質権、賃借権が設定されている場合は、当該権利者からの同意書が必要となる。

(8) 隣接土地所有者承諾書（規則様式第6号）

特定事業区域に隣接する土地所有者からの承諾書が必要となる。なお、隣接とは、埋立てする筆に接する筆のことをいう。

(9) 近隣住民承諾書（規則様式第7号）及び世帯数調査書（規則様式第8号）

特定事業区域から300メートル以内の区域に居住する世帯の10分の8以上の世帯主からの承諾書が必要となる。また、世帯数を把握するため、世帯数調査書を作成すること。

(10) 特定事業区域外土地使用承諾書（規則外様式その2）又は契約関係書類

特定事業場の土地所有者が、隣接土地所有者承諾書の対象者に該当しない場合は、この承諾書が必要となる。なお、同様の内容で既に契約等がなされている場合は、その契約書等の写しでも差し支えない。

(11) 特定事業説明会等実施状況報告書（様式第2号）

地域住民に対する説明会等の内容及び結果を記載した報告が必要となる。また、協定等があった場合は、協定書等を添付すること。

(12) 誓約書（規則様式第12号）

様式に記載された内容について、誓約すること。

＊（8）（9）（10）については、許可申請書受付後、市において承諾者に承諾の事実確認を行います。

＊八街市宅地開発事業、八街市小規模開発事業等と併せて特定事業を行おうとする事業者は、申請書類等の添付を簡略又は省略することができる。
（詳細は、チェック表の「開発等」欄を参照のこと）

特定事業許可申請書必要書類等チェック表

番 号	書類等の種類	開発等	確認欄
(1)	目次		
(2)	特定事業許可申請書		
①	申請者住民票（法人：法人の登記事項証明書）	写し可	
	申請者印鑑登録証明書（法人：印鑑証明書）	写し可	
②・③	特定事業場の位置図		
	特定事業場付近の見取図		
	公図の写し・公図の合わせ図	省略	
	別紙：地番一覧表		
	特定事業場の土地の登記事項証明書	省略	
	特定事業場の実測求積図等	省略	
④	現場事務所その他施設の計画平面図等	省略	
⑤	現場責任者選任書及び選任に係る契約関係書類	省略	
⑥	採取試料の採取地点位置図	省略	
	採取地点の現場写真	省略	
	検査試料採取調書	省略	
	地質分析（濃度）結果証明書	省略	
⑦	土量計算書		
⑨	施工前の状況図	省略	
	実測平面図	省略	
	実測縦断面図	省略	
	実測横断面図	省略	
	* 構造安定計算書・ボーリングデータ・土質検査結果	省略	
	* 擁壁を用いる場合の断面図・背面図	省略	
⑩	別紙：特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項		
	土砂等の搬入経路図		
⑪	法定代理人の住民票（申請者が未成年者の場合）		
⑫・⑬	排水測定及び災害防止措置に関する平面図等	省略	
(3)	排水に係る施設又は措置の図面	省略	
(4)	施工計画書	省略	
(5)	他法令許可等の許可書等又は申請書の写し		
(6)	特定事業区域内土地使用同意書		
	上記同意書の押印に使用する印鑑登録証明書	写し可	
(7)	特定事業区域内施工同意書		
(8)	隣接土地所有者承諾書		
(9)	近隣住民承諾書		
	世帯数調査書		
(10)	特定事業区域外土地使用承諾書		
(11)	特定事業説明会等実施状況報告書		
(12)	誓約書		

2 特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書作成要領

- ・申請書は、フラットファイル、ケースファイル等で製本すること。
- ・提出部数は、正本1部、副本1部の計2部。
- ・1つの図面等に複数の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

（1）目次

原則として特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書の必要書類等チェック表の順で作成すること。

（2）特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（規則様式第13号）

記 載 方 法	添付書類（図面）等の説明
①申請者 特定事業を行おうとする事業者を記載し、実印を押印すること。	・住民票（法人：法人登記事項証明書） （申請日前3ヶ月以内の発行） ・印鑑登録証明書（法人：印鑑証明書） （申請日前3ヶ月以内の発行）
②特定事業区域の位置 代表地番及びほか〇〇筆と記載すること。 添付する見取図には特定事業場付近の住居や公共施設等を明記すること。なお、計画区域に隣接する土地所有者や計画区域から300m以内に居住する世帯を把握できるようにしておくこと。	・位置図（1／25000程度） ・付近の見取図（1／2500程度） ・公図の写し （法務局備え付けの縮尺とし、法務局名、作成年月日、作成者名を記載）
③特定事業場及び特定事業区域の面積 特定事業場（埋立て等区域及び特定事業のための搬入路、現場事務所等を含む）の面積及び特定事業区域（埋立て等区域）の面積を記載すること。	・公図の合わせ図（特定事業場及び特定事業区域を明記、筆界を赤の実線、その他を赤の点線） ・別紙：地番一覧表（注1） ・特定事業場の土地の登記事項証明書 （申請日前3ヶ月以内の発行） ・実測求積図等（特定事業場及び特定事業区域を明記）
④現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置 設置計画の概要が記載されている書類等で示すこと。	・施設の計画平面図等 （1／250～1／500程度）
⑤現場責任者の氏名及び職名 現場責任者（常駐できる者に限る）の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、他の特定事業場と兼務することはできない。	・現場責任者選任書（規則外様式その1） ・選任に係る契約関係書類

⑥特定事業区域の表土の地質の状況 事業区域の面積に応じて、規則第7条第7項の区分に従って採取（5点混合式で深さは概ね10～30cm程度）、分析すること。 ----- *表土と使用される土砂等が遮断される構造の場合は、図面に示すこと。	採取試料の採取地点位置図 採取状況の現場写真 ・検査試料採取調書（規則様式第10号） ・地質分析(濃度)結果証明書（規則様式第11号） ----- ・構造図
⑦特定事業に使用される土砂等の搬入搬出予定量 年間及び1日平均の予定量を記載すること。 別紙様式の備考欄に当該発生元事業者の連絡先を記載すること。なお、許可申請書に記載する土砂等の搬入搬出量と別紙の搬入予定量とは、おおむね合致する。	・別紙：特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項（注2） ・搬入経路図 ・一時たい積土砂等搬出計画書（規則外様式その3）
⑧特定事業の期間 特定事業を行う期間（許可後1年以内）を記載すること。特定事業場が自己所有でない場合については、その土地の使用に対する同意等との整合性を図ること。	
⑨特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造 規則別表第4に掲げる構造とすること。	・実測平面図・実測縦断図・実測横断図（1／250～1／500程度） ・土量計算書
⑩法定代理人の氏名及び住所 申請者が未成年者の場合に記載すること。	・住民票（申請日前3ヶ月以内の発行）
⑪特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造 水質検査用の排水溝、排水桝等の施設の位置を図面に示すこと。	・平面図(⑪・⑫)・立面図(⑫)（1／250～1／500程度） （⑪・⑫の両方を示しても可）
⑫特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置 工法等を記載し図面に示すこと。	

*注1、注2における別紙は、事前協議で使用した様式でも可とする。

（3）施工計画書

- ①特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表
- ②使用する機械や資材を記載した書類
- ③搬入路、地盤改良、排水施設、埋立て等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別ごとに施工方法を記載した書類（必要に応じ図面等を添付）
- ④各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表
- ⑤申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写し

(4) 他法令許認可等関係書類

特定事業を施工するにあたり、この条例以外の許認可等が必要な場合は、許可書等又は申請書（受付印のあるもの）の写しを添付すること。

(5) 特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（規則様式第4号）

特定事業区域内の土地所有者からの同意書が必要となる。実印の押印を求め、印鑑登録証明書（申請日前3ヶ月以内の発行）を添付すること。なお、その土地が自己所有であっても、所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合は、同様に当該権利者からの同意書が必要となる。

(6) 特定事業区域内施工同意書（規則様式第5号）

特定事業区域内の土地に施工の妨げとなる地上権、永小作権、質権、賃借権が設定されている場合は、当該権利者からの同意書が必要となる。

(7) 隣接土地所有者承諾書（規則様式第6号）

特定事業区域に隣接する土地所有者からの承諾書が必要となる。なお、隣接とは、埋立てする筆に接する筆のことをいう。

(8) 近隣住民承諾書（規則様式第7号）及び世帯数調査書（規則様式第8号）

特定事業区域から300メートル以内の区域に居住する世帯の10分の8以上の世帯主からの承諾書が必要となる。また、世帯数を把握するため、世帯数調査書を作成すること。

(9) 特定事業区域外土地使用承諾書（規則外様式その2）又は契約関係書類

特定事業場の土地所有者が、隣接土地所有者承諾書の対象者に該当しない場合は、この承諾書が必要となる。なお、同様の内容で既に契約等がなされている場合は、その契約書等の写しでも差し支えない。

(10) 特定事業説明会等実施状況報告書（様式第2号）

地域住民に対する説明会等の内容及び結果を記載した報告が必要となる。また、協定等があった場合は、協定書等を添付すること。

(11) 誓約書（規則様式第12号）

様式に記載された内容について、誓約すること。

＊（7）（8）（9）については、許可申請書受付後、市において承諾者に承諾の事実確認を行います。

特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書必要書類等チェック表

番 号	書類等の種類	確認欄
(1)	目次	
(2)	特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書	
①	申請者住民票（法人：法人の登記事項証明書）	
	申請者印鑑登録証明書（法人：印鑑証明書）	
②・③	特定事業場の位置図	
	特定事業場付近の見取図	
	公図の写し・公図の合わせ図	
	別紙：地番一覧表	
	特定事業場の土地の登記事項証明書	
	特定事業場の実測求積図等	
④	現場事務所その他施設の計画平面図等	
⑤	現場責任者選任書及び選任に係る契約関係書類	
⑥	採取試料の採取地点位置図	
	採取地点の現場写真	
	検査試料採取調書	
	地質分析（濃度）結果証明書	
⑦	別紙：特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項	
	土砂等の搬入経路図	
	一時たい積土砂等搬出計画書	
⑨	実測平面図	
	実測縦断面図	
	実測横断面図	
	土量計算書	
	*表土と使用される土砂等が遮断される場合の構造図	
⑩	法定代理人の住民票（申請者が未成年者の場合）	
⑪・⑫	排水測定及び土砂等区分措置に関する平面図・立面図等	
(3)	施工計画書	
(4)	他法令許認可等の許可書等又は申請書の写し	
(5)	特定事業区域内土地使用同意書	
	上記同意書の押印に使用する印鑑登録証明書	
(6)	特定事業（一時たい積特定事業）区域内施工同意書	
(7)	隣接土地所有者承諾書	
(8)	近隣住民承諾書	
	世帯数調査書	
(9)	特定事業区域外土地使用承諾書	
(10)	特定事業説明会等実施状況報告書	
(11)	誓約書	

3 特定事業変更許可（一時たい積特定事業を含む）申請書作成要領

- ・申請書は、フラットファイル、ケースファイル等で製本すること。
- ・提出部数は、正本1部、副本1部の計2部。
- ・1つの図面等に複数の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

（1）変更許可を必要とする主な事項（条例第13条関係）

- ・特定事業区域の位置及び面積の変更（面積の拡大）
- ・土砂等の量の変更（増量の場合に限る）
- ・特定事業の期間の変更
- ・特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造の変更
- ・一時たい積特定事業の土砂等のたい積の構造の変更

※変更許可を必要としない事項においても、特定事業軽微変更届（規則様式第15号）並びに添付書類等が必要となる。（規則第9条関係）

（2）特定事業変更許可申請書（規則様式第14号）

各項目の記載要領、変更許可申請において変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

（3）期間延長及び区域の拡大について

期間の延長の変更は1年以内とし、区域拡大の変更は2割以内とする。

（4）特定事業区域を拡大する場合の表土の地質検査について

特定事業区域を拡大する申請の場合の表土の地質検査については、原則として増加する特定事業区域の面積を規則第7条第7項の区分に応じて地質検査を行うこと。

（5）添付書類

- ①変更を伴う書類、図面等（変更されたすべての図面等の変更前、変更後を明記）
- ②許可申請に準じた必要とするすべての同意書及び承諾書。
- ③必要に応じ再度、地域住民に対する説明会の実施、内容及び結果を記載した報告が必要となる。

※変更許可申請書受付後、市において承諾者に承諾の事実確認を行います。

4 特定事業譲受け許可（一時たい積特定事業を含む）申請書作成要領

- ・申請書は、フラットファイル、ケースファイル等で製本すること。
- ・提出部数は、正本１部、副本１部の計２部。

（１）目次

原則として、特定事業譲受け許可申請書の必要書類チェック表の順で作成すること。

（２）特定事業譲受け許可申請書（規則様式第３４号）

記 載 方 法	添付書類（図面）等の説明
①申請者 特定事業を譲り受けようとする事業者を記載し、実印を押印すること。	・住民票（法人：法人の登記事項証明書） （申請日前３ヶ月以内の発行） ・印鑑登録証明書（法人：印鑑証明書） （申請日前３ヶ月以内の発行）
②特定事業の許可及び特定事業場の位置 許可書の内容を申請書に従い記載すること。	・位置図（１／２５０００程度） ・付近の見取図（１／２５０００程度） ・既許可書（原本）
③現場責任者の氏名及び職名 現場責任者（常駐できる者に限る）の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、他の特定事業場と兼務することはできない。	・現場責任者選任書（規則外様式その１） ・選任に係る契約関係書類
④法定代理人の氏名及び住所 申請者が未成年者の場合に記載すること。	・住民票（申請日前３ヶ月以内の発行）
⑤譲受けの理由 譲受けの理由を具体的に記載すること。	・譲受けを証する書類

（３）特定事業区域内土地使用同意書（規則様式第３号）又は、
特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（規則様式第４号）

（４）特定事業区域内施工同意書（規則様式第５号）

（５）隣接土地所有者承諾書（規則様式第６号）

（６）誓約書（規則様式第１２号）

＊同意書、承諾書関係、誓約書は、特定事業（一時たい積特定事業を含む）許可申請書作成要領を参照すること。

特定事業譲受け許可申請書必要書類等チェック表

番 号	書類等の種類	確認欄
(1)	目次	
(2)	特定事業譲受け許可申請書	
①	申請者住民票（法人：法人の登記事項証明書）	
	申請者印鑑登録証明書（法人：印鑑証明書）	
②	特定事業場の位置図	
	特定事業場付近の見取図	
	既許可書（原本）	
③	現場責任者選任書及び選任に係る契約関係書類	
④	法定代理人の住民票（申請者が未成年者の場合）	
⑤	譲受けを証する書類	
(3)	特定事業区域内土地使用同意書	
	特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書	
	上記同意書の押印に使用する印鑑登録証明書	
(4)	特定事業区域内施工同意書	
(5)	隣接土地所有者承諾書	
(6)	誓約書	

Ⅳ 許可後の施工（手続き等）について

許可後の施工については、申請内容を遵守し、施工計画に基づいた工程管理に努めましょう。特に、土砂等管理台帳の作成は、事業者の責務において適正な管理をお願いします。また、工事工程の随所に市職員の立会いが必要な箇所がありますので、日時等の調整は、事前に連絡をお願いします。

1 特定事業の着手の届出について（条例第17条）

特定事業に着手したときは、着手した日から起算して7日以内に特定事業着手届（規則様式第17号）を提出すること。

2 土砂等の搬入前の標識の掲示等の確認について（条例第21条関係）

特定事業の許可を受けた事業者は、土砂等の搬入を行う前に以下の工事等について、市職員の確認を受けること。

- ①標識の掲示（規則様式第27号）
- ②特定事業区域と隣接土地との境界を明らかにする表示（杭の設置等）
- ③現場事務所の設置や搬入路の確保
- ④排水の水質検査を行うための措置

3 土砂等搬入の届出について（条例第18条・規則第12条）

土砂等の搬入を行う場合は、事前に土砂等の発生場所ごとに、以下の書類等を提出すること。なお、土砂等搬入届は同一の発生元であっても5,000m³ごとに作成すること。

- ①土砂等搬入届（規則様式第18号）
- ②土砂等発生元証明書（規則様式第19号）
- ③検査試料採取調書（規則様式第10号）
- ④地質分析（濃度）結果証明書（規則様式第11号）
- ⑤採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の位置図及び平面図
- ⑥土砂等の発生場所の現場写真

4 土砂等の管理及び定期的な報告について

（1）土砂等管理台帳（条例第19条・規則第13条）

特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに土砂等管理台帳（規則様式第21号・第22号）を作成すること。なお、土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖すること。

（2）特定事業状況報告（条例第19条第3項・規則第14条）

土砂等の搬入に係る定期的な報告として、特定事業を開始した日から6ヶ月ごと（一時たい積事業は3ヶ月ごと）に特定事業状況報告書（規則様式第23号・第24号）を提出すること。なお、この際（1）に示す土砂等管理台帳の写しを添付すること。

(3) 地質検査及び水質検査の報告（条例第20条・規則第17条）

地質検査、水質検査の定期的な報告として、特定事業を開始した日から6ヶ月ごと（一時的な事業は3ヶ月ごと）に、特定事業区域の土壌についての地質検査及び特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行い、以下の書類等を提出すること。

検査の方法は、規則第15条及び第16条のとおり行うこと。また、試料の採取は、市職員立会いの上実施するので、日時等については事前に市と調整すること。

- ①特定事業地質等検査報告書（規則様式第25号）
- ②土砂等及び排水を採取した地点の位置図、現場写真
- ③採取した土砂等の試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書
- ④採取した排水の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書

5 特定事業の完了について（条例第23条・規則第20条）

(1) 特定事業が完了する事前の届出として、完了の2ヶ月前に、以下の書類等を提出すること。

- ①特定事業完了事前届（規則様式第30号）
- ②事業が完了した場合の特定事業区域の構造が判別できる平面図、縦断図、横断図等
- ③事業が完了するまでの工程表（規則様式第30号別紙）
- ④特定事業区域の現状における現場写真

(2) 特定事業が完了したときの届出として、以下の書類等を遅滞なく提出すること。

- ①特定事業完了届（規則様式第31号）
- ②事業が完了した特定事業区域の構造が判別できる平面図、縦断図、横断図等
- ③最終的な土砂等管理台帳の写し

* 特定事業完了届の提出後は、市職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析及び水質検査を実施すること。

（検査報告の方法は原則として定期報告と同様）

V 事業が完了しない場合等の手続きについて

1 特定事業の廃止、休止について（条例第22条・規則第19条）

（1）特定事業の施工を途中で廃止又は休止（2ヶ月以上1年未満）しようとする場合には、あらかじめ土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じるとともに、以下の書類等を提出すること。

- ①特定事業廃止（休止）事前届（規則様式第28号）
- ②事業を廃止（休止）した場合の特定事業区域の構造が判別できる平面図、縦断面図、横断面図等
- ③事業を廃止（休止）するまでの工程表（規則様式第28号別紙）
- ④事業を廃止（休止）した場合の災害の発生を防止するために必要な措置を示した施工図面

（2）特定事業の施工を途中で廃止したときの届出として、以下の書類等を遅滞なく提出すること。

- ①特定事業廃止届（規則様式第29号）
- ②事業を廃止した特定事業区域の構造が判別できる平面図、縦断面図、横断面図等
- ③廃止時点での土砂等管理台帳の写し

＊特定事業廃止届の提出後は、市職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析及び水質検査を実施すること。

（検査報告の方法は原則として定期報告と同様）

2 特定事業の終了について（条例第24条・規則第21条）

（1）特定事業の期間が満了する日までに完了する見込みがない場合には、あらかじめ土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じるとともに、期間満了日の2ヶ月前までに、以下の書類等を提出すること。

- ①特定事業終了事前届（規則様式第32号）
- ②事業が終了した場合の特定事業区域の構造が判別できる平面図、縦断面図、横断面図等
- ③事業が終了するまでの工程表（規則様式第32号別紙）
- ④特定事業区域の現状における現場写真

（2）特定事業の施工を途中で終了したときの届出として、以下の書類等を遅滞なく提出すること。

- ①特定事業終了届（規則様式第33号）
- ②事業を終了した特定事業区域の構造が判別できる平面図、縦断面図、横断面図等
- ③終了時点での土砂等管理台帳の写し

＊特定事業廃止届の提出後は、市職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析及び水質検査を実施すること。

（検査報告の方法は原則として定期報告と同様）

3 特定事業の相続等について（条例第26条・規則第23条）

特定事業の許可を受けた者の地位を承継する相続、合併、分割があった場合には、以下の書類等を遅滞なく提出すること。

（1）特定事業相続等届（規則様式第35号）

添付書類

①＜個人の相続の場合＞

承継を証する書面及び承継者の戸籍謄本、住民票、印鑑登録証明書
（承継者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票）

＜法人の合併、分割の場合＞

承継を証する書面及び承継者の法人の登記事項証明書、印鑑証明書

②現場責任者であることを証する書面

（2）既に特定事業の同意を得ている土地所有者への通知として作成する特定事業相続等通知書（規則様式第36号）の写し

現 場 責 任 者 選 任 書

年 月 日

八街市長

様

申請者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

このことについて、市 字 番 ほか 筆の
特定事業に係る現場責任者として、下記の者を選任しました。

記

氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
所 属 会 社 名 等	(会社名) (住 所)
所 属 会 社 に お ける 役 職 等	
連 絡 先 電 話 番 号	(自 宅) (会 社)
備 考	

添付書類

- ・ 選任に係る契約関係書類

特定事業区域外土地使用承諾書

特定事業許可申請者（ ）の施工する特定事業（一時的・積特定事業）場の土地所有者として、次の土地の使用について承諾します。

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積 (登記簿)	備 考

また、承諾の前提として、特定事業許可申請者から、 年 月 日に事業の説明を受け、その内容を確認しました。

承諾期間 年 月 日～ 年 月 日

ここに承諾したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住 所
氏 名

印

八街市長

様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
印

一時たい積特定事業において搬入する土砂等は、概ね下記の計画により搬出します。

記

[illegible]